［b・c　略］

⑿　経営上の重要な契約等

a　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［b・c　略］

d　当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　［略］

⒀　研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて概括的に記載すること。

⒁　主要な設備の状況

a　［略］

b　当中間連結会計期間において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

⒂　設備の新設、除却等の計画

a　前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下⒂において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

［b・c　略］

⒃　株式の総数等

［a～i　略］

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「⑸　大株主の状況」及び「⑹　議決権の状況」において同じ。）。

［⒄～㉒　略］

［削る。］

するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［b・c　同左］

⑿　経営上の重要な契約等

a　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下⑿において同じ。）において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［b・c　同左］

d　当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　［同左］

⒀　研究開発活動

当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて概括的に記載すること。

⒁　主要な設備の状況

a　［同左］

b　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

⒂　設備の新設、除却等の計画

a　前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下⒂において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下⒂において同じ。）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

［b・c　同左］

⒃　株式の総数等

［a～i　同左］

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「⑸　大株主の状況」から「２　株価の推移」までにおいて同じ。）。

［⒄～㉒　同左］

㉓　株価の推移

a　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

b　株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商